

(案)

## 公益財団法人広島県下水道公社電気需給契約書

公益財団法人広島県下水道公社（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(基本料金及び電力量料金)

第2条 基本料金及び電力量料金の単価は、別表のとおりとする。

2 受注者の発電費用等の変動により基本料金及び電力量料金の単価の改定を必要とするときは、発注者・受注者が協議の上、これを改定できるものとする。

(需給契約期間)

第3条 需給契約期間は、令和7年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分までとする。

(契約保証金)

第4条 発注者は、受注者に対して契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(契約電力の増減)

第6条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者・受注者が協議の上、変更するものとする。

2 発注者が、前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、超過金の支払について発注者・受注者が協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

(使用電力量の計量)

第7条 毎月の電力量の計量日は、発注者・受注者が協議の上、各月ごとに定めるものとし、受注者は、計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計算する。

(基本料金の算定)

第8条 基本料金は、第2条第1項の基本料金の単価に別紙仕様書の契約電力を乗じて得た額とする。

2 一月の力率が〇パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、〇パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増する。小数点以下の端数については、小数点以下第3位を四捨五入する。

注：太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に係る入札公告（令和6年12月12日）に基づく一般競争入札において、受注者が第8条で定める以外の割引・割増を適用している場合、発注者と受注者で協議の上、第8条第2項の規定を行う。特にない場合は削除とする。

(電力量料金の算定)

第9条 電力量料金は、第7条により読み取った1か月（前月の計量日の翌日から当月の計量日までの期間をいう。）の使用電力量に第2条第1項の電力量料金の単価を乗じて得た額とする。ただし、

太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に係る入札公告（令和6年12月12日）に基づく一般競争入札において受注者が適用した算定諸元に基づく燃料費等調整単価に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、その算定方法等については、あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、定めるものとする。

- 2 前項で規定する燃料費等調整単価を改定する場合は、受注者は改定をする日の1か月前までに発注者に文書による通知を行うものとする。発注者は、受注者から通知された改定単価に異議がある場合は、通知を受領した日から起算して14日以内に書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は発注者と受注者の間で協議する。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、当浄化センターを管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件（電気契約要綱、標準料金表）による。

〔注：太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に係る入札公告（令和6年12月12日）に基づく一般競争入札において、受注者が第9条で定める以外のその他必要な料金を適用している場合は、発注者と受注者で協議の上、条項の追加を行う。〕

（電気料金の支払及び遅延利息）

- 第10条 受注者は、第8条により算定した基本料金と第9条により算定した電力量料金を加算した額を1か月毎に請求するものとする。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を発注者が指定した委託業者が支払うこととする。
  - 3 発注者は、第8条及び第9条の支払を行う委託業者を受注者に事前に通知するものとし、これを変更したときも同様とする。
  - 4 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払いの額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。

（契約解除）

- 第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者が、天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
  - (2) 受注者が、正当な事由により契約解約を申し出たとき。
  - (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
  - (4) 受注者が、本契約条項に違反したとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、受注者による本契約の履行が不可能と発注者が認めたとき。
- 2 受注者は、前項第3号から第5号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項第3号から第5号までの規定により契約を解除されたときは、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に対し、第8条により算定した基本料金と第9条により算定した電力量料金を加算した額の10パーセントに相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第5号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定により選任された再生債務者等

第 11 条の 2 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、同法第 49 条第 7 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、同法第 50 条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第 66 条第 1 項の規定による却下の審決、同条第 2 項の規定による棄却の審決又は同条第 3 項の規定による原処分の一部取消若しくは変更の審決（この契約に係る部分の全部の取り消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、当該審決の取り消しの訴えを同法第 77 条第 1 項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
- (4) 受注者が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第 1 号から 4 号までに規定する確定をしたときをいう。）は、契約を解除することができる。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 11 条の 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められたとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金などを供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められたとき。
- (4) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められたとき。

2 第 11 条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（契約解除後の処理）

第 12 条 契約が解除された場合には、第 1 条の義務は消滅する。

2 発注者は、第 11 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 11 条の 3 第 1 項の規定により契約を解除した場合において、発注者が契約を解除した日が属する月の電力の供給を既に受けている場合は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

一 基本料金 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を当該月の暦日数で除して得た額に直前の計量日から契約を解除した日の前日までの日数を乗じて得た額

二 電力量料金 直前の計量日から契約を解除した日までに使用した電力量に第 2 条第 1 項の電力量料金の単価を乗じて得た額

3 前項の支払は、第 10 条に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 条 受注者は、自己の責に帰すべき理由により契約を解除した場合において損害（発注者以外の第三者に及ぼした損害を含む。）を生じさせたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、発注者・受注者が協議の上、これを定める。

(暴力団などからの不当介入の排除)

第 14 条 受注者は、契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(守秘義務)

第 15 条 発注者及び受注者は、この契約の締結により知り得た相手方の秘密情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。この契約期間の満了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の解決)

第 17 条 本契約の条項について、疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、発注者・受注者が誠意を持って協議の上、決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

(特約事項)

第 18 条 本契約は、本契約に係る発注者の令和 7 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和 8 年度の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者・受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町1番1号  
公益財団法人広島県下水道公社  
理 事 長 上 仲 孝 昌

受注者 所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

別 表

契約種別		常時電力、予備線	
契約電力		3,200kW (予備線 3,200kW)	
電気料金単価	基本料金	常時電力	〇〇〇円〇〇銭/kW (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇〇円〇〇銭/kW)
		予備線	〇〇円〇〇銭/kW (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇円〇〇銭/kW)
	電力量料金	ピーク時間	〇〇円〇〇銭/kWh (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇円〇〇銭/kWh)
		昼間時間 (夏季)	〇〇円〇〇銭/kWh (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇円〇〇銭/kWh)
		昼間時間 (その他季)	〇〇円〇〇銭/kWh (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇円〇〇銭/kWh)
		夜間時間 休日等	〇〇円〇〇銭/kWh (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇円〇〇銭/kWh)
	その他	需給地点	発注者の100kV引込鉄塔に発注者が施設した圧縮型引留クランプの電源側接続点
保安責任分会点		上記需給地点と同じ	
電気工作物の財産分界点		上記需給地点と同じ	
計量日		毎月1日	

注記) 上記電力量料金区分は、次の季節・時間による。

夏季： 7・8・9月

その他季： 1・2・3・4・5・6・10・11・12月

昼間： 8時から22時まで(ピーク時間及び休日等は除く)

夜間： ピーク時間及び昼間時間以外の時間

ピーク時間： 夏季の毎日13時から16時まで(休日等は除く)

休日等： 日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日・  
1月2～4日・5月1～2日・12月30日～31日まで

## 別記（第16条関係）

### 個人情報取扱特記事項

#### （基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### （収集の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### （目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （安全管理措置）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### （従事者への周知及び監督）

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### （個人情報の持ち出しの禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

#### （複写・複製の禁止）

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### （個人情報の返還又は廃棄）

第9 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

#### （取扱状況の報告及び調査）

第10 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

#### （漏えい等の発生時における報告）

第11 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

#### （損害賠償）

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。